
◎議案第 6 号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 6 号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） それでは議 6 - 1 をお開きください。議案第 6 号です。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

議 6 - 4 をお開きください。議案説明です。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査において、新たに住宅性能評価書による認定申請が可能となったことから、この認定に係る事務に要する手数料及び必要な規定を定めるとともに、現行の認定手数料については北海道建設部手数料条例に準拠して定めているが、同条例の改正による手数料の改定を当町においてもこれに準じて行うため、本条例の一部を改正するものである。なお、この条例は平成 27 年 7 月 1 日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 6 号、白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。